

大学院生・大学生・短大生・高専生のための

学生教育研究災害傷害保険

学研災付帯賠償責任保険

学研災付帯学生生活総合保険

外国人留学生向け学研災付帯学生生活総合保険

学研災付帯海外留学保険



記載内容

P.1 ～ P.2	学研災 ・ 付帯賠償
P.3 ～ P.4	学研災
P.5 ～ P.7	付帯賠償
P.8	学研災 ・ 付帯賠償
P.9 ～ P.10	付帯学総
P.11 ～ P.12	インバウンド付帯学総
P.13	付帯学総 ・ インバウンド付帯学総
P.14 ～ P.15	付帯海学



I. 学生教育研究災害傷害保険（略称「学研災」） 学研災付帯賠償責任保険（略称「付帯賠償」）

教育研究活動中の事故の予防については、日頃から万全な対策を立てておく必要がありますが、それでも事故は思わぬときに起こるものです。

もし、不幸にして事故が発生した場合は、被害を受けた学生または加害事故（賠償責任事故）を起こした学生に対する救済措置を十分図らなければなりません。

学生教育研究災害傷害保険および学研災付帯賠償責任保険は、学校関係者の皆様からのこのような要請に応じて、大学院・大学・短大・高等専門学校に在籍する学生（留学生等も含みます。）の教育研究活動中の災害に対する全国規模の統一的な補償制度として創設されました。

本制度は学校による事務のご協力を前提とし、大多数の学校が（公財）日本国際教育支援協会を保険契約者とする本制度の賛助会員となることで、団体割引が適用され低廉な保険料で充実した補償を学生に提供しています。

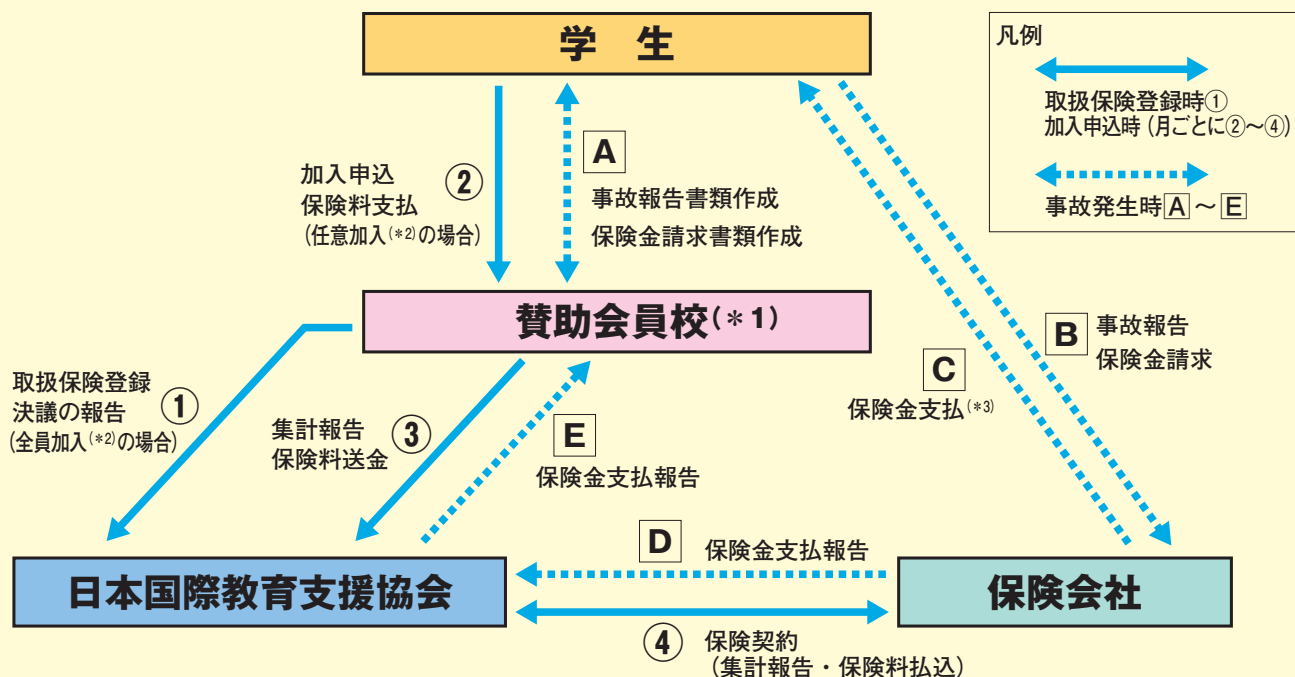
1

保険の事務等の流れ

学研災

付帯賠償

詳細については、「学生教育研究災害傷害保険・学研災付帯賠償責任保険の解説(事務担当者マニュアル)」をご覧ください。



(*1) この保険を採用する学校は、賛助会員校として以下の事務をお取扱いいただく必要があります。

- 学内での広報、加入申込の取りまとめ、本協会への集計報告・保険料送金
- 保険金請求書類の学生への交付、加入・事故等の証明に係わる事務
- 契約内容変更に係わる事務等

(*2) この保険の加入方法には、「全加入」と「任意加入」の2通りがあります。ただし、法科大学院については、全加入(全学生)のみとなります。

- 全加入：大学院の研究科、大学の学部、短期大学および高等専門学校の学科の1学年以上の単位で全員がこの保険に加入する方法です。学校の機関で決議した保険加入日から全学生人数分の補償が開始されるなどのメリットがあります。
- 任意加入：学校が学生から個別に申込を受け付け、取りまとめの上、学生を加入させる方法です。

(*3) 先取特権の規定により、保険金お支払先が制限される場合があります。詳しくは8ページの「先取特権について」をご覧ください。

(注) 学生からの申請に不備がある場合や加入の確認などで保険会社から学校へ連絡することがあります。

2

学生教育研究災害傷害保険(略称「学研災」)・学研災付帯賠償責任保険(略称「付帯賠償」)

保険期間

学研災

付帯賠償

◆所定の卒業年次まで一括して申込みいただく場合、以下のとおりとなります。

保険始期(*1)	保険終期(*1)
4月入学扱い	4月1日午前0時 ~ 所定の卒業年次の3月31日午後12時
9月入学扱い	9月1日午前0時 ~ 所定の卒業年次の8月31日午後12時
10月入学扱い	10月1日午前0時 ~ 所定の卒業年次の9月30日午後12時

(*1) ●上記以外に新規に加入する場合の保険期間

- 【全加入】 学校の機関で決議された保険加入日が上記保険始期日以降のときは、決議された保険加入日の午前0時(ただし、決議された日時より遡ることはできません。)から保険適用開始。保険終期は上記の表と同じ。
- 【任意加入】 学校の指示する方法で学生が保険料を納めた日が上記保険始期日以降のときは、学生が支払った日の翌日午前0時から保険適用開始。保険終期は上記の表と同じ。

●学生教育研究災害傷害保険は、原則として、入学時に予定修学年数を一括して申込みのものとします。その他の年数でお申込みいただく場合の保険終期は、その期間の終了する年度の上記日時となります。

学研災

学校関係者のご協力により、2026年3月現在、1,071校の約285万人が加入しています。

学校教育法に定める大学等のうち、(公財)日本国際教育支援協会の賛助会員である大学院、大学、短大または高等専門学校に在籍する学生に限ります。

国内外において、次の教育研究活動中に生じた急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害に対して保険金をお支払いします。
この保険における傷害は、「身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状」および「日射または熱射によって生ずる熱中症」を含みます。なお、「病気」はこの保険の対象ではありません。

講義、実験、実習、演習または実技による授業を受けている間をいい、次に掲げる間を含みます

- ① 指導教員の指示に基づき、卒業論文研究または学位論文研究に従事している間。
ただし、専ら被保険者の私生活に係る場所においてこれらに従事している間を除きます。
- ② 指導教員の指示に基づき、授業の準備もしくは後始末を行っている間または授業を行う場所、学校の図書館、資料室もしくは語学学習施設において研究活動を行っている間。

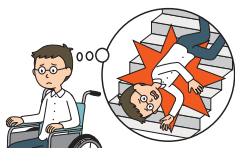


学校の主催する入学式、オリエンテーション、卒業式など教育活動の一環としての各種学校行事に参加している間



1、2、4以外で学校施設内にいる間
学校が教育活動のために所有、使用または管理している学校施設内にいる間

ただし、寄宿舎にいる間、学校が禁じた時間もしくは場所にいる間または学校が禁じた行為を行っている間を除きます。



学校の規則に則った所定の手続きにより、学校の認めた学内学生団体の管理下で行う文化活動または体育活動を行っている間

ただし、山岳登はんやハンググライダーなどの危険なスポーツを学校施設外で行っている間、学校が禁じた時間もしくは場所にいる間または学校が禁じた行為を行っている間を除きます。



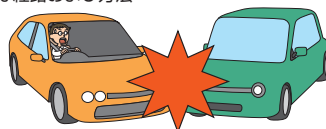
通学中等傷害危険担保特約（略称「通学特約」）重大事故の多くが移動中に発生しています。約9割の学生が付帯しており、原則付帯することをお勧めしています。

学校の授業等、学校行事または課外活動(クラブ活動)への参加の目的をもって、合理的な経路および方法(学校が禁じた方法を除きます。)により、被保険者の住居(※1)と学校施設等(※2)(学校施設等の敷地に入るまで)との間を往復する間

- (※1)勤務地を含みます。
(※2)学校が教育活動のために所有、使用または管理している施設の他、授業等、学校行事または課外活動(クラブ活動)の行われる場所をいいます。



学校の授業等、学校行事または課外活動(クラブ活動)への参加の目的をもって、合理的な経路および方法(学校が禁じた方法を除きます。)により、学校が教育活動のために所有、使用または管理している施設その他、授業等、学校行事または課外活動(クラブ活動)の行われる場所の相互間を移動している間。



接触感染予防保険金支払特約（略称「接触感染特約」）

臨床実習(*4)中の接触感染(*5)に対する感染症予防措置を受けた場合。
接触感染以外の院内感染(空気感染等)は本特約の対象外です。

- (※4)「臨床実習」とは…病院等で行う実習。
(※5)「接触感染」とは…臨床実習の目的で使用される施設内で、被保険者が直接間接を問わず、感染症(※6)の病原体に予期せず接触(※7)することをいいます。
(※6)感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第1項の感染症
(※7)接触のおそれのある場合を含みます。



保険契約者・被保険者（保険の対象となる方） 保険金受取人の故意または重大な過失（保険金受取人は、その方が受け取るべき金額部分）、被保険者の自殺行為・犯罪行為・闘争行為、無免許運転・酒気帯り運転、麻薬等を使用した状態で自動車等の運転中に生じた事故、脳疾患・疾病・心臓喪失、妊娠・出産・産後または流産、外科的手術などの医療処置、被保険者が支払うべき治療を除きます。）、地震・噴火またはこれらによる津波（被保険者がこれらの自然事象の観測活動に従事している間を除きます。）、戦争・内乱・暴動、核燃料物質の有害な特性などによる事故（被保険者が核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物、またはこれらを使用する装置を用いて行う研究・実験活動に従事している間を除きます。）、放射線照射（被保険者が放射線または放射能の発生装置を用いて行う研究・実験活動に従事している間を除きます。）、むちうち症、腰痛などで医学的覚悟所見のないもの、学校施設外の課外活動として行う登山岳登（ビッケル等の登山用具を使用するもの）・リュージュ・ボブスレー・スライダー・インギング・ハンググライダー搭乗等の危険な運動中の事故、学校施設外の課外活動として行う自動車等の乗用具による競技・試運転・競技場でのフリー走行、被保険者に対する刑の執行等。

なお、飲酒による急性アルコール中毒症や時間の経過により重大化した傷害など「急激かつ偶然な外来」の条件を充足しない事故も対象となりません。

Aタイプ（死亡保険金最高2,000万円）

Bタイプ（死亡保険金最高1,200万円）

選択できるタイプと特約・保険料一覧

この保険は、死亡保険金額最高2,000万円のAタイプと同1,200万円のBタイプの2種類から選択できます。また特約を付帯するかどうかを同様に選択してください。

Aタイプ（死亡保険金最高2,000万円）の場合

保険期間	基本			特約（※8）		
	昼間部	夜間部	通信教育	通学中等傷害危険担保特約 昼間部・夜間部	通信教育	接触感染予防保険金支払特約
1年間	650円	100円	100円	350円	40円	20円
2年間	1,200円	200円		550円		40円
3年間	1,800円	300円		800円		50円
4年間	2,300円	400円		1,000円		70円
5年間	2,800円	500円		1,250円		80円
6年間	3,300円	—		1,400円		100円

Bタイプ（死亡保険金最高1,200万円）の場合

保険期間	基本			特約（※8）		
	昼間部	夜間部	通信教育	通学中等傷害危険担保特約 昼間部・夜間部	通信教育	接触感染予防保険金支払特約
1年間	550円	100円	100円	250円	30円	20円
2年間	1,000円	200円		400円		40円
3年間	1,500円	250円		600円		50円
4年間	1,900円	350円		750円		70円
5年間	2,300円	450円		950円		80円
6年間	2,700円	—		1,050円		100円

（※8）各特約に加入する場合、希望する特約の保険料を加算してください。

（注）上記は1名当たりの保険料です。年度途中に加入する場合も保険料は1年間単位となります。なお、1名あたり1口のみ加入となります。

（注）通学中等傷害危険担保特約・接触感染予防保険金支払特約において夜間部に6年間の設定はありません。

（注）通信教育は6年間扱いとなります。

保険金の種類と金額

（1）死亡保険金（事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合）

補償範囲	支払保険金	
	Aタイプ	Bタイプ
「正課中」「学校行事中」	2,000万円	1,200万円
「正課中・学校行事中以外で学校施設内にいる間」「課外活動（クラブ活動）中」「通学特約加入者の通学中・学校施設等相互間の移動中」	1,000万円	600万円

（2）後遺障害保険金（※9）（事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合）

補償範囲	支払保険金	
	Aタイプ	Bタイプ
「正課中」「学校行事中」	程度に応じて 120万円～3,000万円	程度に応じて 72万円～1,800万円
「正課中・学校行事中以外で学校施設内にいる間」「課外活動（クラブ活動）中」「通学特約加入者の通学中・学校施設等相互間の移動中」	程度に応じて 60万円～1,500万円	程度に応じて 36万円～900万円

（※9）死亡保険金と後遺障害保険金とを重ねて支払うべき場合には死亡保険金のみお支払いします。

（3）医療保険金（医師の治療を受けた場合）および入院加算金 **Aタイプ・Bタイプ共通**

事故発生時の活動の種別			治療日数（※10）	医療保険金	入院加算金（※11） （180日限度）
（治療日数1日から対象） （治療日数4日以上が対象） （治療日数14日以上が対象） 正課中・学校行事中	（対象外）	（対象外）	1日～ 3日	3,000円	
			4日～ 6日	6,000円	
			7日～ 13日	15,000円	
	（治療日数14日以上が対象） 正課中・学校行事中および課外活動（クラブ活動）を行っている間以外で学校施設内にいる間・通学特約加入者の通学中・学校施設等相互間の移動中	（対象外） 学校施設内外を問わず、課外活動（クラブ活動）を行っている間	14日～ 29日	30,000円	
			30日～ 59日	50,000円	
			60日～ 89日	80,000円	
			90日～119日	110,000円	
			120日～149日	140,000円	
			150日～179日	170,000円	
			180日～269日	200,000円	
			270日～	300,000円	

+

入院した場合

入院1日につき 4,000円
（いずれの活動種別においても入院1日目から支払われます。）

（※10）実際に入院または通院した日数をいいます。傷害を被り治療を開始した日から「医師が必要であると認めた治療が完了した日」の間の実治療日数であり、治療期間の全日数が対象になるのではないことにご注意ください。

（※11）入院加算金は医療保険金の支払有無に関係なく入院1日目から支払われます。

（4）接触感染予防保険金（※12） **Aタイプ・Bタイプ共通**

補償範囲	支払保険金
臨床実習中	1事故につき15,000円（定額払）

（※12）臨床実習の目的で使用される施設内で、感染症の病原体に予期せず接触（接触のおそれのある場合を含みます）し、かつ、その原因となる事故の発生の日からその日を含めて180日以内にその接触感染に対する感染症予防措置を受けた場合が対象です。

上記の保険金は、学研災付帯学生生活総合保険、外国人留学生向け学研災付帯学生生活総合保険、学研災付帯海外留学保険、生命保険、健康保険、他の傷害保険、加害者からの賠償金と関係なく支払われます。また、同日に複数の病院に通院した場合も治療日数は1日となります。

賛助会員校の9割がこの制度を導入、約169万人の学生が加入しています。

国内外において、保険期間中に学生(被保険者)が正課、学校行事、課外活動またはその往復により他人にケガを負わせた場合、他人の財物を損壊した場合等において、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害について保険金をお支払いします。

コース・保険料・対象となる活動範囲・支払限度額

補償内容		活動範囲		Aコース	Bコース
		学生教育研究賠償責任保険 (略称「学研賠」)		インターンシップ・教職資格活動等賠償責任保険 (略称「インターン賠」)	
		正課、学校行事、課外活動およびその往復 (注)Aコースに加入した場合、Bコースに加入する必要はありません。 (注)薬学教育実務実習を含みます(薬学教育実務実習における専門資格に関わる行為については、P.6下のご注意の要件を全て満たす場合に限り ます)。 (注)医療関連実習を除きます。		インターンシップ、介護体験活動、教育実習、保育実習、ボランティア活動(P.6下の黒枠内参照)およびその往復。 ただし、学校が上記の活動を正課、学校行事または課外活動と位置付けている場合に 限ります。 (注)医療関連実習および薬学教育実務実習を除きます。	
支払限度額 (※1)	対人賠償・対物賠償	対人賠償と対物賠償合わせて1事故につき1億円(免責金額(※2)：0円)			
	人格権侵害補償				
保険期間(※3)		保 険 料(※4)			
1 年 間		340円		210円	
2 年 間		680円		420円	
3 年 間		1,020円		630円	
4 年 間		1,360円		840円	
5 年 間		1,700円		1,050円	
6 年 間		2,040円		1,260円	

●正課とは

講義、実験、実習、演習または実技に係る授業をいい、次の活動を含みます。

- ① 指導教員の指示に基づいて行う卒業論文・学位論文研究(ただし、専ら被保険者の私生活に係る場所で行われるものを除きます。)
- ② 指導教員の指示に基づいて行う授業の準備もしくは後始末または学校(Lコースについては「法科大学院等」と読み替えます。以下同様とします。))の授業を行う場所、図書館、資料室もしくは語学学習施設等において行う研究活動。

●学校行事とは

学校の主催する入学式、オリエンテーション、卒業式など、学校が教育活動の一環として行う各種行事をいいます。

●課外活動とは (学研災の「課外活動」(クラブ活動)とは異なりますのでご注意ください)

学校の規則に則った所定の手続きにより、インターンシップまたはボランティア活動の実施を目的とした組織として承認を受けた学内学生団体が行うインターンシップまたはボランティア活動のことをいいます。ただし、学校が禁じた行為・活動を除きます。

●往復とは

被保険者が各コースに規定する活動への参加を目的としてその住居(*5)と活動場所となる施設の間(活動場所が複数の施設にまたがる場合は、それらの施設と施設の間を含みます。)を合理的な経路および方法(学校が禁止した方法を除きます。)により移動中に行った行為をいいます。原則として、合理的な経路を逸脱または移動を中断した場合はその間やその後の行為は補償の対象となりません。ただし、次に掲げる行為による経路の逸脱または移動の中断の場合は、その逸脱または中断の間を除き対象となる活動に含みます。

- ① 各コースに規定する活動に必要な物品の購入またはこれに準ずる行為を行うための必要最小限の行為
- ② 選挙権の行使、病院・診療所等における診察・治療またはこれらに準ずる日常生活上の必要最小限の行為

また、正課または学校行事にあわせてその日のクラブ活動(*6)に参加する場合は、その住居と活動場所となる施設の間を合理的な経路および方法により移動中に行った行為は対象となる活動に含みます。ただし、合理的な経路を逸脱し、または移動を中断したとき以降の行為やクラブ活動中の行為は補償の対象となりません。

(*1)対人賠償・対物賠償については、被保険者1名かつ1年当たりの支払限度額です。人格権侵害補償については保険期間中の支払限度額です。

(*2)免責金額とは、お支払いする保険金の計算に当たって損害の額から差し引く金額をいいます。

(*3)保険期間中の脱退については、年度終了に合わせて対応することとします。

(*4)被保険者1名当たりの保険料です。保険期間が1年未満の場合は1年に切り上げて適用されます。

(*5)社会人入試(*7)を経て学校に入学した学生に限り、その勤務先を含みます。

(*6)「クラブ活動」とは、学校の規則に則った所定の手続きにより承認を受けた学内学生団体が行う文化活動または体育活動をいいます。ただし、課外活動または学校が禁じた行為・活動を除きます。

(*7)「社会人入試」とは、社会人特別選抜入試等の社会人を対象とする入試をいいます。

！ 付帯賠償での「正課」「学校行事」「課外活動」「往復」の定義は、P.5下の赤枠内をご覧ください。

学研災付帯賠償責任保険にはA～Lの4つのコースがあります。加入できるコースは被保険者1名につき1コースのみです。
各コースの活動範囲を大小関係で表すと、CコースまたはLコース>Aコース>Bコースです。そのため、CコースまたはLコースもしくはAコースに加入した学生は、Bコースに加入する必要はありません。また、CコースまたはLコースに加入した学生は、Aコースに加入する必要もありません。

Cコース	Lコース
医学生教育研究賠償責任保険 (略称「医学賠」)	法科大学院生教育研究賠償責任保険 (略称「法科賠」)
医療関連学部・(学)科の正課、学校行事、課外活動およびその往復(医療関連実習を含みます。) (注)Cコースに加入した場合、AコースおよびBコースに加入する必要はありません。 (注)医療関連実習における専門資格に関わる行為については、本ページ下のご注意の要件を全て満たす場合に限ります。 なお、ご注意の要件を満たさない場合、医師免許を取得している学生は医師賠償責任保険、看護師免許を取得している学生は看護職賠償責任保険などに個別に加入する必要があります。	対人・対物賠償: 法科大学院等の正課、学校行事、課外活動(臨床法学実習を含みます。)およびその往復 (注)Lコースに加入した場合、AコースおよびBコースに加入する必要はありません。 人格権侵害補償: 臨床法学実習に伴う不当行為(臨床法学実習中に知り得た依頼人の個人情報に係る不当行為など)に起因する人格権侵害を対象とします。 (注)Lコースは補償対象となる事故の範囲に次の人格権侵害についても含みます。 ・国内外における臨床法学実習に伴う次に掲げる不当行為によって発生した依頼人等他人の自由、名誉またはプライバシーの侵害について被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。 ①不当な身体拘束 ②口頭または文書もしくは図画等による表示
対人賠償と対物賠償合わせて1事故につき1億円(免責金額(*2):0円)	
損害賠償請求者1名当たり1,000万円(免責金額(*2):0円)	
保 険 料 (*4)	
500円	1,640円
1,000円	3,280円
1,500円	4,920円
2,000円	—
2,500円	—
3,000円	—

- インターンシップとは……学生が在学中に自らの専攻や将来のキャリアに関連した企業等において参加する就業体験をいいます。
- 介護体験活動とは……法令に基づいて小学校および中学校の教諭の普通免許取得を希望する学生が行う介護等の体験活動をいいます。
- 教育実習とは……法令に定める「教育実習」に該当する科目において、学生が教諭免許取得のために受入先の幼稚園、小中学校または高校で行う活動をいいます。
(注)特別支援学校教諭免許取得に関する「心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習」および養護教諭免許取得に関する「養護実習」を含みます。
- 保育実習とは……児童福祉法および同施行規則に規定された厚生労働大臣の定める修業教科目のうち「保育実習」に該当する科目において、学生が保育士資格取得のために受入先の保育所等の実習施設で行う活動をいいます。
- ボランティア活動とは……各人の自由な意志によって、個人が有する能力、労力または財産をもって社会に貢献する活動をいいます。
- 臨床法学実習とは……現実の法律事案を教材とする授業をいい、クリニック、エクスターンシップ、公的機関等における法学実習および(Lコース) 法学実習的要素を有する授業(現実事案や未公開裁判例等を用いた授業をいいます。)を含みます。

ご注意

薬学教育実務実習、医療関連実習における所定の専門資格に関わる行為については、以下の要件を全て満たす場合に限り補償対象となります(P.7「■補償の対象とならない主な場合」の共通⑦部分も併せてご参照ください。)

- ① 学校が正課または学校行事として位置づける実習であること。
- ② 被保険者がその専門資格に関わる行為を業務(アルバイトその他恒常的に行うものを含みます。)として行っていないこと。
- ③ ①②について保険金請求時に学校が証明を行うこと。

加入対象者

学校教育法に定める大学等のうち、(公財)日本国際教育支援協会の賛助会員である学校に在籍する学生で、**学研災に加入している学生に限り**ます。ただし、Lコースは法科大学院等の全員加入(全学生)のみとなります。

補償の対象となる事故の範囲

- 1** 次に掲げるア、イの事由により国内外において保険期間中に他人の身体に障害(障害に起因する死亡を含みます。以下同様です。)を負わせ、または他人の財物を損壊(滅失、破損もしくは汚損)させたことに起因して被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合。
- ア. P.5～P.6の表中「活動範囲」に定める活動(以下「活動」といいます。)の遂行に起因して、活動中に発生した事故(施設賠償責任保険)
- イ. 活動の結果に起因してその活動の終了後に発生した事故、および被保険者の占有を離れた飲食物および正課、学校行事または課外活動(P.5赤枠内参照)の成果物(薬剤^(※8))を含み、以下「生産物」といいます。)に起因する事故(生産物賠償責任保険)
- (※8) 法科賠については薬剤は含みません。

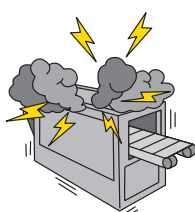
- 2** P.5～P.6の表中「活動範囲」記載の活動中に被保険者が使用または管理する他人の財物(以下「受託物」といいます。)を保険期間中に損壊、紛失し、または盗取、詐取されたことにより、受託物に対し正当な権利を有する者に対し被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合(受託者賠償責任保険)。

- 3** (Lコースのみ)
- 保険期間中に行われた国内外における臨床法学実習に伴う不当行為^(※9)によって発生した他人の自由、名誉またはプライバシーの侵害について被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合(人格権侵害担保特約)
- (※9) 不当行為とは不当な身体拘束または口頭・文章・図画等による表示をいいます。

例えば次のようなケースで被保険者に法律上の賠償責任が生じた場合に対象となります



実験中、間違えて薬品を混ぜ、爆発事故を起こしてしまい、クラスメイトに火傷を負わせてしまった。
(A、C、Lコース対象)



インターンシップ活動中、派遣先の機械を誤って壊してしまった。
(A、B、C、Lコース対象)

(注) コンピュータ内のデータ、ソフトウェア、プログラム等の損壊による損害は付帯賠償の対象とはなりません。



自転車で通学中、自転車のハンドルが歩行者の鞆にひっかかり、歩行者が転倒。歩行者にケガを負わせてしまった。
(A、C、Lコース対象)

●お支払いする保険金の種類

被保険者が負担する次の賠償金または費用に対して保険金をお支払いします。
(注) 賠償責任の承認、賠償金額の決定に際しては、あらかじめ引受保険会社の承認が必要です。

- 被害者に対して支払責任を負う法律上の損害賠償金
- 引受保険会社の書面による同意を得て支出した弁護士費用等の争訟費用
- 他人から損害賠償を受ける権利の保全もしくは行使について必要な手続きを行い、または既に発生した事故に係る損害の発生もしくは拡大の防止について必要なその他の手段を講じた場合において、その手続きまたは手段のために引受保険会社の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用
- 他人から損害賠償を受ける権利の保全もしくは行使について必要な手続きを行いまたは既に発生した事故に係る損害の発生もしくは拡大の防止のために必要な手段を講じた後に損害賠償責任を負担しないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用または引受保険会社の書面による同意を得て支出したその他の費用
- 引受保険会社が被保険者に代わって被害者による損害賠償請求の解決に当たする場合において、引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用

●保険金のお支払方法

上記①の法律上の損害賠償金についてはご加入された支払限度額を限度に保険金をお支払いします。賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要となりますので、ご注意ください。また受託者賠償責任保険においては、事故が生じた場所および時期における受託物の時価が限度となります。

上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払対象となります。ただし、②の争訟費用について、①損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、「支払限度額÷①損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。

■次のような場合は、保険金が支払われませんのでご注意ください。

■補償の対象とならない主な場合

(共通)

- 保険契約者または被保険者の故意
- 戦争、変乱、暴動、騒ぎまたは労働争議
- 地震、噴火、洪水、津波または高潮
- 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- 排水または排気起因する賠償責任
- 核燃料物質、核原料物質、放射性元素、放射性同位元素等による有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する損害(放射能汚染、放射線障害を含みます)。ただし、医学的または産業的に利用される放射性同位元素の使用、貯蔵または運搬中に生じた原子核反応、原子核の崩壊・分裂による損害で、その使用・貯蔵・運搬に法令違反がなかった場合は除きます。
- 被保険者が行う次の行為に起因する損害(注)
 - 医療行為や人体に危害を生ずるおそれのある行為のうち、医師・歯科医師・看護師・保健師・助産師以外の者が行うことを法令により禁じられている行為

- 薬品の調剤、投与、販売または供給
 - あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、建築士、土地家屋調査士、技術士、測量士または獣医師以外の者が行うことを法令により禁じられている行為
- (注) ただし、Cコースにおいて医療関連実習で所定の要件を満たす場合には、当事由は適用されません。また、AおよびCコースにおいて薬学教育実務実習で所定の要件を満たす場合には、上記のうち「薬品の調剤・投与・販売・供給」については適用されません。所定の要件に関しましては、P.6下段の「ご注意」をご参照ください。

⑧ サイバー攻撃 等 (施設賠償責任保険)

- 自動車、原動機付自転車、航空機、昇降機または施設外における船・車両(原動力がもたらす力であるものを除きます)もしくは動物の所有、使用または管理に起因する損害
- 汚染物質の排出、流出、いつ出または漏出に起因する損害および汚染浄化費用(ただし、汚染物質の排出等が不測かつ突発的かつ急激で、所定の期間内に被保険者が発見し、かつ引受保険会社に所定の期間中に通知した場合を除きます。)
- 石綿、石綿の代替物質等の発がん性その他有害な特性に起因する損害 等

(生産物賠償責任保険)

- 被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売もしくは提供した生産物または行った活動の結果に起因する損害
- 生産物自体の損壊または使用不能に係る賠償責任
- 日本国内において発生した事故について、日本国外の裁判所に提訴された損害賠償請求訴訟
- 汚染物質の排出、流出、いつ出または漏出に起因する損害および汚染浄化費用(ただし、汚染物質の排出等が不測かつ突発的かつ急激で、所定の期間内に被保険者が発見し、かつ引受保険会社に所定の期間中に通知した場合を除きます。)

⑤ 石綿、石綿の代替物質等の発がん性その他有害な特性に起因する損害 等

(受託者賠償責任保険)

- 自然発火または自然爆発した受託物自体の損壊
- 受託物が寄託者に引き渡された後に発見された事故
- 自転車、バイク、自動車、原動機付自転車、航空機、船舶、車両、動物、楽器、貨幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨董品、勲章、き草、稿本、設計書、雛型その他これらに類する受託物の損壊、紛失、盗取または詐取
- 建物外部から内部への雨、雪、ひょう、みぞれまたはあらわの浸入または吹込みによる損害
- 給排水管、暖房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用もしくは家事用器具からの蒸気もしくは水の漏出もしくはいつ出またはスプリンクラーからの内容物の漏出もしくはいつ出による損害

⑥ 受託物の使用不能に起因する損害 等

(人格権侵害担保特約(Lコース施設賠償責任保険))

- 最初の行為が保険期間の初日の前に行われ、その継続または反復として行われた不当行為に起因する損害
- 広告・宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する損害
- 依頼人を含む第三者の経済的信用の侵害(いわゆる信用毀損)に起因する損害 等

5 もし事故が起きたときは

学研災

付帯賠償

この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合は、まず以下の対応(A or B)をお願いします。

(注) 保険金請求権には時効(3年)があります。

A. 【SkettBook (LINE・アプリ) を利用する】

学生自身がLINEやアプリを使用し事故通知をする方法です。詳細は「SkettBook(学研災公式アプリ・学研災公式LINEアカウント) 利用マニュアル」をご参照ください。

B. 【学校経由の報告をする】

学研災	① 学生には、まず学校に事故の報告をするようご指導ください。 ② 学校では、学生に保険金請求書類を交付すると同時に、事故通知はがきまたはFAX、あるいはパソコンや携帯端末を使用した事故通知システムにより、事故の発生の日からその日を含めて30日以内に学生の氏名・年齢・在籍する学校名、事故発生の日時、場所、状況、傷害の程度を東京海上日動の学校保険コーナーに通知するよう学生にご指示ください。
付帯賠償	① 学生には、遅滞なく東京海上日動の学校保険コーナー(0120-868-066)に電話をし、学生の氏名・年齢・在籍する学校名、事故発生の日時、場所、被害者の氏名・年齢、事故の原因、被害の程度を通知するようご指導ください。(通知が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることがありますので、ご注意ください。) ② 学生は、事故を起こしたことおよび引受保険会社へ連絡したことを学校に報告する必要があります。

付帯賠償についてのご注意

〈示談交渉サービスは行いません〉

この保険には、引受保険会社が被害者との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。したがって、この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、東京海上日動の損害サービス課からの助言に基づき、学生(被保険者)自身に被害者との示談交渉を進めていただくことになります。なお、引受保険会社の承認を得ないで賠償責任を承認または賠償金額を決定した場合には、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がありますのでご注意ください。

〈先取特権について〉

賠償責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権(費用保険金に関するものを除きます。)について、先取特権を有します(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。

被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金を請求することができます(保険法第22条第2項)。

このため、被保険者からの請求を受けて引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了承ください。

- ① 被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ② 被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③ 被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

6 加入に当たっての注意

学研災

付帯賠償

(1) 告知義務

【学研災】：加入時、引受保険会社に重要な事項^(*)をお申しいただく義務があります。

【付帯賠償】：加入の際、告知事項が記載されていなかったり、告知事項が事実と違っている場合には、契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。

他人のために保険契約を締結する場合、契約者またはその代理人に過失がなかったとしても、被保険者(保険の対象となる方)またはその代理人の故意または重大な過失によって、集計報告書の記載事項が記載されていなかったり、記載事項が事実と違っているとときも同様です。

(*) 1) 他の保険契約等に関する事項を含みます。

(2) 変更事項の通知

【学研災】：加入後、次のようなことが生じた場合、遅滞なく学校の担当窓口連絡するよう学生にご指導ください。

- ・学部、学科等を変更する場合
- ・昼間部、夜間部または通信部の区分を変更した場合
- ・残りの保険期間を1年以上残して退学した場合(除籍、死亡を含みます。)
- ・保険期間中に通算して1年以上休学した場合

【付帯賠償】：加入後、次のようなことが生じた場合、遅滞なく学校の担当窓口連絡するよう学生にご指導ください。

- ・学部、学科等を変更する場合
- ・加入コースを変更する場合
- ・残りの保険期間を1年以上残して退学した場合(除籍、死亡を含みます。)
- ・保険期間中に通算して1年以上休学した場合

(3) 他の保険契約等がある場合の保険金のお支払い

【学研災】：付帯学総(P.9~P.10・P.13)、付帯海学(P.14~P.15)、生命保険、健康保険、他の傷害保険、加害者からの賠償金と関係なく支払われます。

【付帯賠償】：この保険契約と重複する他の保険契約や共済契約(以下「他の保険契約等」といいます。)がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

- ① 他の保険契約等から保険金や共済金が支払われていない場合：他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。
- ② 他の保険契約等から保険金や共済金が支払われている場合：損害額から既に他の保険契約等から支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

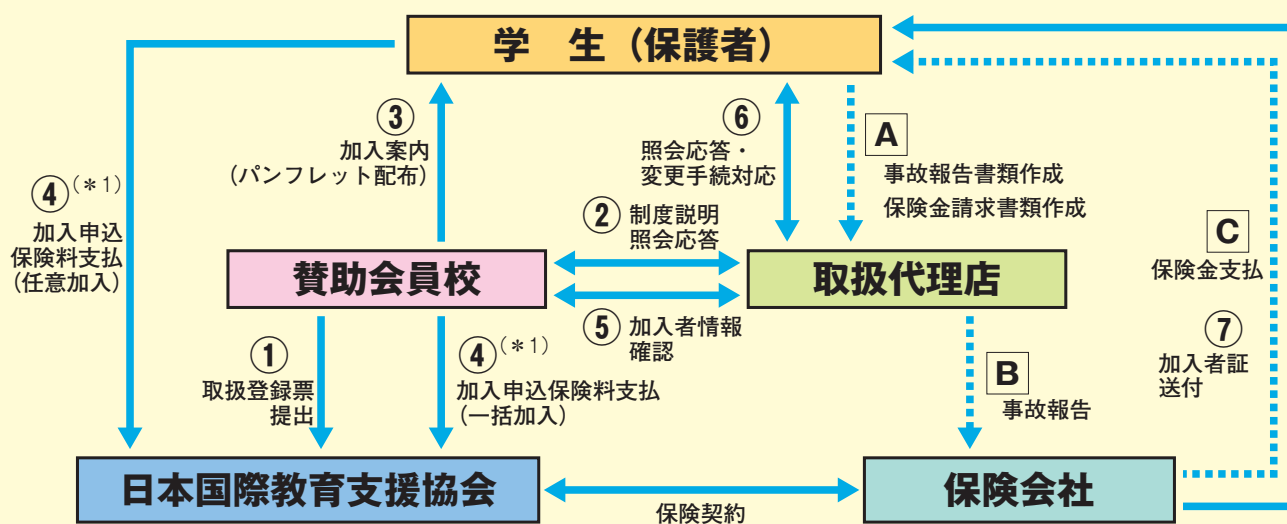
II-I. 学研災付帯学生生活総合保険(略称:「付帯学総」)

学研災付帯学生生活総合保険(略称:「付帯学総」)は、学研災および付帯賠償では補償が不足すると思われる場合に、学研災加入者が学研災に加えて任意に加入できる保険です。学校関係者、学生および保護者の皆様からのご要望に応じて、学生生活を24時間補償し、ケガや熱中症^(※1)・病気の治療費実費や個人賠償責任の補償などを盛り込み、学生生活全般の安心を考えて創設しました。さらに、地震や噴火またはこれらによる津波によって生じたケガまたは熱中症を補償する「天災危険補償特約」を付帯しています。

(※1) 教育研究活動中のケガや熱中症による死亡・後遺障害を被った場合は、本保険の補償対象ではなく、学研災の補償対象となります。

1 保険の事務等の流れ

付帯学総

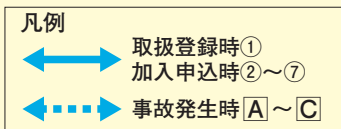


賛助会員校での加入事務等の取扱い

この保険を採用する賛助会員校には、以下の事務についてご協力をお願いします。

- 募集に必要な専用のパンフレット・払込取扱票等を適切な時期に学生および保護者に配布し、学研災と並行しての広報にご協力をお願いします。
- 加入者名簿に基づき、加入者の在籍確認および学研災本体への加入確認を賛助会員校に対してお願いすることがありますので、その際の確認事務等にご協力をお願いします。
- 本保険に加入する学生による保険料の払込み・手続き先は直接本協会あてとし、(一括加入の場合は、賛助会員校でとりまとめ)内容の確認や個々の学生からのこの保険に対するお問い合わせ等は、引受保険会社の指定する保険代理店が主に対応するものとします。

(※1) 大学毎に「任意加入」または「一括加入」のいずれかを選択いただけます。



2 保険期間

付帯学総

4月1日午前0時～学校卒業予定年次の4月1日午後4時まで

上記保険期間は、4月入学扱いで学校卒業予定年次まで一括で加入する場合です。

新規に加入する場合の補償期間開始日は、**学生が保険料を本協会に振り込んだ日の翌日午前0時**(4月1日より前に振り込んだ場合は4月1日午前0時から)となります。

(注) 付帯学総は、原則として、入学時に予定修学年数を一括加入することとしております。

3 対象者

付帯学総

学校教育法に定める大学等のうち、(公財)日本国際教育支援協会の賛助会員校に在籍する学生で、**学研災に加入している学生に限ります。**

(単位認定の有無は問いません。)

(注) 在籍校が本制度の導入をしている必要があります。

4 保険金額と保険料

付帯学総

下表は各補償内容を組み合わせた一例です。下記以外の組合せもご選択いただけますので、引受保険会社にご相談ください。

補償内容の詳細については、P.13をご確認ください。

(医療学部生向け推奨プラン)

ご加入タイプ		自宅から通学の学生 一人暮らしの方もご加入いただくことが可能です。			一人暮らしの学生		
保険金額	1 個人賠償責任 ^(※1)	1 事故 国内:1億円 国外:1億円 限度			1 事故 国内:1億円 国外:1億円 限度		
	2 死亡・後遺障害 ^(※2) ケガ	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
	3 治療費用(入院・通院) ^(※3) ケガ	治療費用実費	治療費用実費	治療費用実費	治療費用実費	治療費用実費	治療費用実費
	治療費用(入院・通院) ^(※3) 病気	医療機関の窓口で自己負担した費用を補償			医療機関の窓口で自己負担した費用を補償		
	4 救済者費用等	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
	5 感染予防費用 ^(※4)	50万円	50万円	50万円	50万円	50万円	50万円
	6 育英費用 ^(※5)	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
	7 傷害学資費用 ^{(※5)(※6)}	100万円	100万円	対象外	100万円	100万円	対象外
	8 疾病学資費用 ^{(※5)(※6)}	100万円	対象外		100万円	対象外	
	9 生活用動産 ^(※7)	対象外	対象外	対象外	50万円	50万円	50万円
	10 借家人賠償責任 ^(※7)				300万円	300万円	300万円

保 険 料 (卒業までの一括払)	地震・噴火・津波による ケガや熱中症も補償 ^(※8) 天災危険補償特約あり	おすすめ!			おすすめ!		
		Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ	Dタイプ	Eタイプ	Fタイプ
	2033年3月卒業予定者 (6年間分保険料)	128,710円	63,790円	53,950円	136,970円	72,050円	62,210円
	2032年3月卒業予定者 (5年間分保険料)	101,580円	55,020円	47,960円	108,920円	62,360円	55,300円
	2031年3月卒業予定者 (4年間分保険料)	74,410円	43,630円	38,980円	80,400円	49,620円	44,970円
	2030年3月卒業予定者 (3年間分保険料)	50,570円	32,680円	29,980円	55,160円	37,270円	34,570円
	2029年3月卒業予定者 (2年間分保険料)	30,450円	22,230円	20,980円	33,660円	25,440円	24,190円
	2028年3月卒業予定者 (1年間分保険料)	14,450円	12,310円	11,990円	16,290円	14,150円	13,830円

(※1) 情報機器内のデータ損壊は1事故 500万円限度となります。

(※2) 教育研究活動中のケガや熱中症は、本保険の補償対象ではなく、学研災の補償対象となります。

(※3) お支払対象期間は通院または入院を開始した日からその日を含めて60日を経過した日の属する月の末日までとなります。

(※4) 感染予防費用は、医療関連学部学科のみ加入できる補償となります。よって、医療関連学部学科以外の学生の皆様は、ご加入いただけませんので上記表記のご加入タイプと異なります。詳しくは、引受保険会社にご確認ください。

(※5) 独立生計の学生はお選びいただけません。

(※6) 学業費用支払期間(保険責任の開始日から学業費用(学資費用)の支払対象期間の終了日までの期間)はそれぞれお申込み時にご申告いただいた卒業予定年次までの期間です。

(※7) 生活用動産と借家人賠償責任はセットの補償です。

(※8) 補償項目は、「死亡・後遺障害(ケガ・熱中症)」、「治療費用(入院・通院(ケガ・熱中症))」、「育英費用(ケガ・熱中症)」、「学資費用(ケガ・熱中症)」です。

上記保険料は、全国の被保険者(保険の対象となる方)数が10,000人以上の場合の割引率[30%]が適用されています。

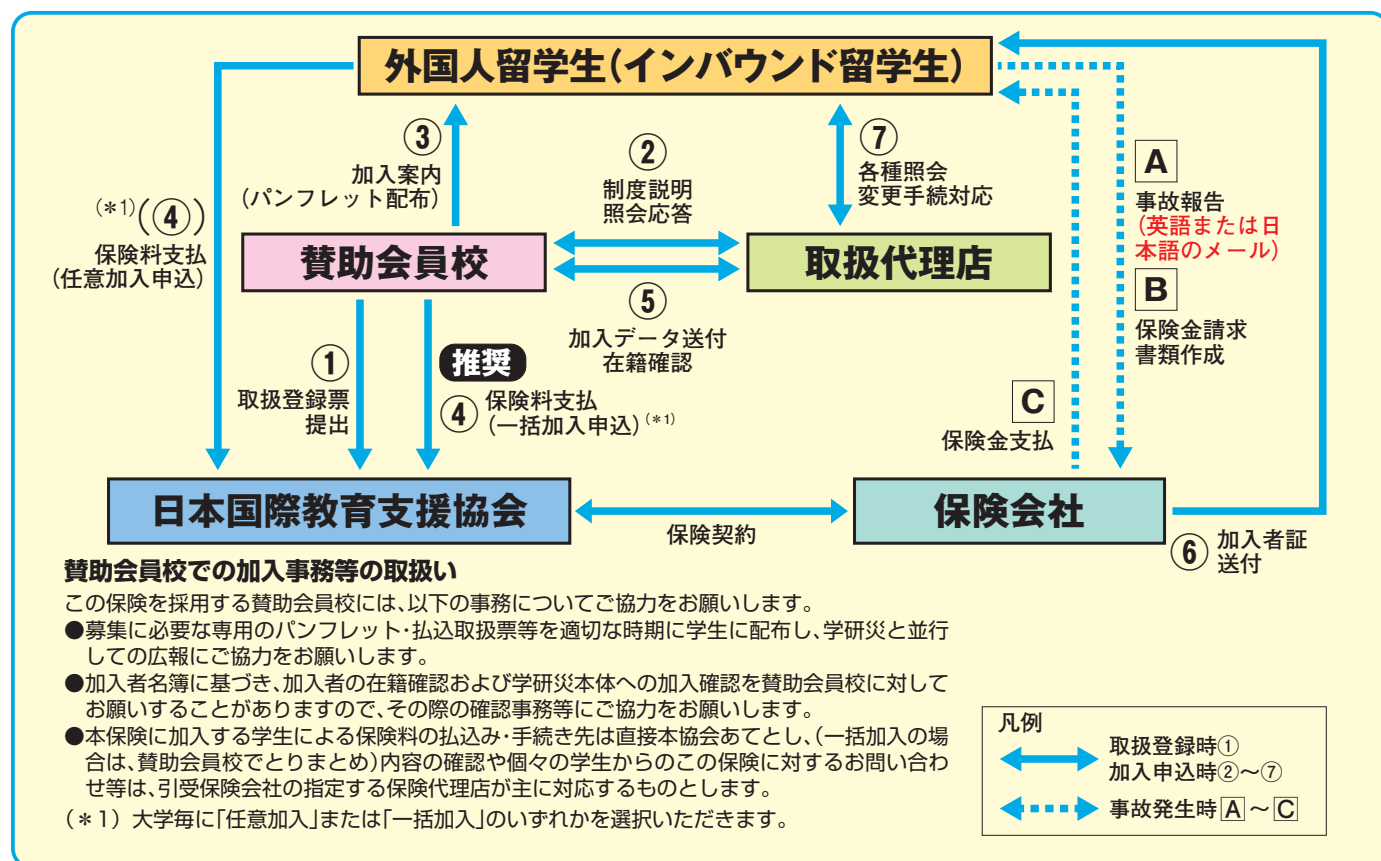
オプション補償を付帯したタイプの保険料も含め、詳細については取扱代理店までお問い合わせください。

II-II. 外国人留学生向け学研災付帯学生生活総合保険 (略称:「インバウンド付帯学総」)

インバウンド付帯学総は、学研災に加入している外国人留学生(インバウンド留学生)が、より安心して日本での留学生活を送れるように、学校関係者や学生の皆様からのご要望に応じて創設されました。補償内容はこれまでの付帯学総と同様、学生生活を24時間補償し、ケガや熱中症・病気の治療費実費の補償などを盛り込んでおり、現時点では、4か国語(英語・中国語・韓国語・ベトナム語)のパンフレットをご用意しております。

1 保険の事務等の流れ

インバウンド



2 保険期間

インバウンド

個々の学生の保険期間は、留学期間に合わせ、

「月単位」で設定が可能です。

(注) 保険終期は毎月「1日」となります。(端日数は1か月としてカウントします。)

(例) 留学期間: 2027年10月1日~2027年11月30日⇒保険期間2か月で設定。

留学期間: 2027年10月1日~2027年11月1日⇒保険期間1か月で設定。

3 対象者

インバウンド

学校教育法に定める大学等のうち、(公財)日本国際教育支援協会の賛助会員校に在籍する学生で、**学研災に加入している外国人留学生。**

(単位認定の有無は問いません。)

(注)在籍校が本制度の導入をしている必要があります。

全てのプランに天災危険補償特約を付帯しています。天災危険補償特約の補償項目は、「死亡・後遺障害（ケガ・熱中症）」、「治療費用（ケガ・熱中症）」、「傷害定額（ケガ・熱中症）」です。

新規導入大学向け推奨タイプ

		留学期間3 ヶ月超 ^(※1)		留学期間3 ヶ月以内	
		Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ	Dタイプ
保 険 金 額	1 個人賠償責任 ^(※2)	1 事故 国内：1億円 国外：1億円 限度			
	2 死亡・後遺障害 ^(※3) ケガ	100万円	100万円	100万円	100万円
	3 治療費用 ^(※4) ケガ	治療費用実費 (ケガについては天災補償あり)		—	—
	治療費用 ^(※4) 病気				
	3 傷害定額 ^(※3) (入院日額 ^(※5)) (通院日額)	—	—	定額 入院日額 5,000円 通院日額 3,000円	
	4 救援者費用等	300万円	300万円	300万円	300万円
	7 生活用動産 ^(※6)	100万円	—	100万円	—
	8 借家人賠償責任 ^(※6)	1,000万円	—	1,000万円	—

保 険 料 (卒業までの一括払)	保険期間 1 ヶ月	—	—	3,380円	2,240円
	2 ヶ月	—	—	4,770円	3,170円
	3 ヶ月	—	—	6,120円	4,060円
	4 ヶ月	8,850円	6,330円	—	—
	5 ヶ月	10,460円	7,480円	—	—
	6 ヶ月	11,260円	8,060円	—	—
	7 ヶ月	12,060円	8,630円	—	—
	8 ヶ月	12,860円	9,200円	—	—
	9 ヶ月	13,670円	9,780円	—	—
	10 ヶ月	14,480円	10,360円	—	—
	11 ヶ月	15,280円	10,930円	—	—
	1年間	16,080円	11,500円	—	—
	2年間	28,130円	20,130円	—	—
	3年間	40,220円	28,780円	—	—
	4年間	52,280円	37,410円	—	—
	5年間	64,330円	46,030円	—	—
	6年間	72,360円	51,780円	—	—

(※1)健康保険加入者のみご加入できます。(滞在期間3ヶ月以内で健康保険未加入の方は、C・Dタイプからお選びください。)

(※2)情報機器内のデータ損壊は1事故 500万円限度となります。

(※3)教育研究活動中のケガや熱中症は、本保険の補償対象ではなく、学研災の補償対象となります。

(※4)お支払対象期間は通院または入院を開始した日からその日を含めて60日を経過した日の属する月の末日までとなります。

(※5)手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

(※6)一人暮らしの学生であっても自宅用タイプ（B・D）にご加入頂くことが可能です。

保険期間は、始期日の午前0時より、保険終期日の午後4時までとなります。

例) 6年間の場合 2027年4月1日午前0時より 2033年4月1日午後4時まで6年間

保険料は1ヶ月単位となっております。月の途中で留学が終了される場合でも、保険終期は毎月「1日」となります。

例1) 留学期間が、4月1日～5月31日の場合、保険期間は「4月1日～6月1日」で「2ヶ月」の保険料となります。

例2) 留学期間が、4月15日～5月31日の場合、保険期間は「4月15日～6月1日」で「2ヶ月」の保険料となります。

例3) 留学期間が、4月15日～5月15日の場合、保険期間は「4月15日～6月1日」で「2ヶ月」の保険料となります。

1年間を超える場合で、上記以外の保険期間となる場合には、個別にお問合せください。

上記保険料は、全国の被保険者（保険の対象となる方）数が10,000人以上の場合の割引率[30%]が適用されています。

詳細については取扱代理店までお問い合わせください。

1 個人賠償責任

示談交渉付

自転車で行中、通行人にぶつかってケガをさせたとき。

国内外で学生本人が偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かったもの（受託品）^{(*)1}を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。個人賠償責任については国内での事故に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）

（*1）携帯電話、スマートフォン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡等は、受託品に含まれません。

（注）インターンシップ^{(*)2}中やアルバイト中も補償の対象となります。ただし、それ以外の職務の遂行に起因する事故は補償対象外です。

（*2）各種免許の交付や資格付与の条件として法令に定められている実習、実地修練、実技または就業等を除きます。

（注）自動車およびバイク（原動機付自転車を含む）での事故は補償対象外です。



2 死亡・後遺障害^{(*)3}

万が一のときや後遺障害が残ったとき。

国内外で学生本人がケガや熱中症で死亡または後遺障害を被った場合に保険金をお支払いします。（ただし、死亡・後遺障害保険金については正課中、学校行事中、学校が認めた課外活動（クラブ活動）中、学校施設内（寄宿舎を除く）のケガや熱中症は本保険の補償対象ではなく、学研災の補償対象となります。治療費用保険金については補償対象となります。）

（*3）地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガまたは熱中症も補償対象となります。



3 治療費用^{(*)4} ^{(*)5} ^{(*)6}

通院1日目から補償

学生本人が、ケガや病気で国内で入院または通院したとき。

医療機関の窓口で自己負担した費用を補償します。

項目	金額	負担割合
自己負担金	4,380円	4割
治療費等		
自己負担額		

ケガ・病気 学生本人がケガや病気で国内で1日以上通院または入院した場合、入院中の手術も含めて健康保険等の自己負担分^{(*)7}を保険金としてお支払いします。（歯科疾病治療のための通院、精神障害による入院、痔核・裂肛等による入院は除く。）

（*4）地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガまたは熱中症も補償対象となります。

（*5）治療費用保険金のお支払対象期間は、通院または入院を開始した日からその日を含めて60日を経過した日の属する月の末日までとなります。

（*6）保険期間の開始時前に発症した病気、発生した傷害は対象になりません。（ただし、保険期間の開始日より2年（保険期間が1年以下の場合かつそれを更新した場合は「1年」）を経過した後に開始した入院または通院については、保険金をお支払いの対象となります。）

（*7）医療機関窓口での自己負担額が保険金支払対象となります。事後に還付金が発生する場合等は自己負担額から控除します。



3 傷害定額

入院保険^{(*)8} 手術保険^{(*)9} 通院保険^{(*)10}

国内外において学校管理下外で学生本人がケガや熱中症で入院、通院された場合に、入院・通院1日につき保険金日額をお支払いします。また、手術を受けられた場合も保険金をお支払いします。

地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガまたは熱中症も補償対象となります。

（*8）事故の日から180日を経過した後の入院に対してはお支払はできません。また、1事故について180日を限度とします。

（*9）事故の日から180日以内に受けた手術に限りです。また、傷の処置や抜歯等をお支払いの対象外の手術があります。

（*10）事故の日から180日を経過した後の通院に対してはお支払はできません。また、1事故について90日を限度とします。

4 救援者費用等

学生が入院し、親族が駆けつけたとき。

国内外で学生本人が保険期間中に住宅外において被ったケガや熱中症、または病気のため継続して3日以上入院したり、搭乗している航空機や船舶が遭難した場合等に、学生本人またはその親族等が交通費や宿泊料、捜索救助費用等を負担した場合に保険金をお支払いします。また、学生本人が死亡した場合には、事故発生地や収容地から自宅までの遺体輸送費用をお支払いします。



5 感染予防費用

実習中、誤って自分の指に注射針を刺してしまったとき。

国内外で臨床実習中の事故における感染症に係る接触感染等（針刺しに限らない）や臨床実習開始後の院内感染時に予防措置のため負担した費用をお支払いします。なお、公的医療保険制度の給付の対象となる場合は、その給付額を除きます。（注）感染症の治療費は対象外です。「3.治療費用」の対象となります。



6 育英・学資費用^{(*)11}

扶養者がケガや熱中症で亡くなり、授業料等が払えなくなったとき。

国内外で扶養者がケガや熱中症によって死亡したり、重度後遺障害を被った場合に補償します。

（注）あらかじめ扶養者を指定していただきます。扶養者として指定できるのは、原則として、保険の対象となる方の親権者であり、かつ保険の対象となる方の生活費および学業費用の全部または一部を継続的に負担して、保険の対象となる方の生計を主に支えている方とします。（保険の対象となる方が成年に達した場合は、親権者である必要はありません。）ご加入時に指定した扶養者が亡くなられた場合等、扶養者が変更となった場合は、遅滞なく「お問い合わせ先」までご連絡ください。

web加入サイトの「扶養者氏名」欄に入力された方が「あらかじめ指定した扶養者」となります。指定した扶養者が保険金支払事由に該当した場合に限り保険金をお支払いします。（払込取扱票でお手続きされた場合は払込取扱票の「扶養者（払込人）」欄に署名された方となります。）

なお、疾病学資費用を補償するタイプをお選びいただいた場合は、学資費用についてケガや熱中症に加えて扶養者が疾病により死亡した場合も補償の対象となります。

◆育英費用保険金（ケガや熱中症による死亡・重度後遺障害）

育英費用保険金額を全額一度にお支払いします。

◆学資費用保険金（ケガや熱中症による死亡・重度後遺障害、病気による死亡）

お支払対象期間中^{(*)12}に実際に負担した授業料等の学資費用を支払年度ごとに保険金額を限度にお支払いします。

（*11）地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガまたは熱中症も補償対象となります。

（*12）お申込時にご申告いただいた卒業予定年次までの期間となります。



7 生活用動産

一人暮らし限定

空き巣が入り、家財が盗難にあったとき。

国内で学生本人が所有する家財が火災や盗難等の偶然な事故で損害を受けた場合に保険金をお支払いします。

免責金額（自己負担額） 5,000円

（注）建物外に持ち出している間も補償されます。（注）自宅通学生の場合やご親族の住居に下宿している場合はご加入できません。

8 借家人賠償責任

一人暮らし限定

ぼやを出し、天井や壁に損傷を与えたとき。

国内で学生本人が火災や水漏れ破損等の偶然な事故により借戸室を損壊したため、家主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。借家人賠償責任については、示談交渉は東京海上日動では行いません。

（注）自宅通学生の場合やご親族の住居に下宿している場合はご加入できません。

無料付帯

メディカルアシスト

24時間365日対応

こんな時どうすればいい？
あなたがお困りの際、お電話にて医療に関する相談に応じます。

旅行先での急病！
最寄りの病院を知りたい

医療機関案内

急に激しい頭痛。
どうしたらいいの…

緊急医療相談

※電話番号およびご利用にあたっての詳細は、後日配布するご案内チラシに記載しています。

付帯学総 Q&A

Q 入学時は自宅通学だが、途中から一人暮らしを予定。どのタイプに加入すれば良いですか？

A 卒業までの期間で自宅生タイプにご加入ください。一人暮らしを始める時にタイプ変更が可能です。

Q 申込締切後の加入は可能ですか？

A 可能です。お振込翌日からの補償開始となります。補償開始日がパンフレットの補償開始月の翌月以降となる場合は保険料が異なります。お振込みいただく前に必ず保険料のご確認をお願いいたします。

付帯海学は、学校が承認した派遣留学等に参加する学研災加入者が加入できる保険です。

学校関係者、学生および保護者の皆様からのご要望に応え、学研災の制度や補償を活かしつつ、さらに海外での補償を手厚くするために創設しました。学研災を導入している全国の学校に在籍する学生が対象のため、そのスケールメリットを活かした制度となっています。

主)教育研究活動中のケガは死亡・後遺障害を被った場合も含め、学研災からも保険金をお支払いいたします。

1

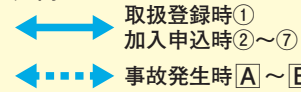
付帯
海学



この保険を採用する賛助会員校には、以下の事務についてご協力をお願いします。

- 本制度の学生への説明および加入の指導。
- 取扱代理店が被保険者証を発行しますので、事前に留学情報の提供。
(氏名、期間、留学先等がわかるリスト等)
- 学生へ加入手続きを案内できる説明会等の場を設置。
(手続き方法の説明、チラシ等の手交)

凡例



(※1) 大学が取りまとめて支払を行う一括入金の方法もあります。

2

付帯
海学

保険期間は、個々の学生の留学期間に合わせ、

渡航日(住居を出発)から帰国日(住居に帰着)まで

とします。

3

付帯
海学

学研災に加入しており、在籍校が承認した派遣留学等に参加する学生
(単位認定の有無は問いません。)

(注) 在籍校が本制度の導入をしている必要があります。また、在籍校が対象とした留学に参加する学生は、全員本制度にご加入をいただきます。

スリムプラン

傷 害 死 亡	300万円
傷 害 後 遺 障 害	300万円
治 療 ・ 救 援 費 用	1億円
疾 病 死 亡	300万円
携 行 品 損 害	10万円
賠償責任／ 留学生賠償責任 ^(※1)	1億円

保険期間 7日まで	3,090円
14日まで	4,990円
31日まで	9,420円
3か月まで	29,110円
6か月まで	66,680円
1年まで	141,950円

基本プラン

傷 害 死 亡	1,000万円
傷 害 後 遺 障 害	1,000万円
治 療 ・ 救 援 費 用	1億円
疾 病 死 亡	1,000万円
携 行 品 損 害	20万円
賠償責任／ 留学生賠償責任 ^(※1)	1億円
航空機寄託手荷物	3万円
航 空 機 遅 延 ^(※2)	付帯あり

保険期間 7日まで	4,060円
14日まで	6,260円
31日まで	11,440円
3か月まで	32,580円
6か月まで	73,420円
1年まで	155,350円

拡充プラン

傷 害 死 亡	1,000万円
傷 害 後 遺 障 害	1,000万円
治 療 ・ 救 援 費 用	無制限
疾 病 死 亡	1,000万円
携 行 品 損 害	20万円
賠償責任／ 留学生賠償責任 ^(※1)	1億円
航空機寄託手荷物	3万円
航 空 機 遅 延 ^(※2)	付帯あり

保険期間 7日まで	4,370円
14日まで	6,770円
31日まで	12,430円
3か月まで	36,090円
6か月まで	81,750円
1年まで	173,340円

(注) 本保険料は、包括割引15%・過去の損害率による割引26%を適用した場合の保険料です。

(注) 保険料は、毎年の本制度の保険金支払実績に基づき、「過去の損害率による割増引」を適用するため、変動する可能性があります。

(注) 本保険料は2026年6月1日以降始期契約分の一部を抜粋したものです。他の特約や留学期間に応じた保険料についての詳細は、取扱代理店までご照会ください。

(注) 保険期間はご出発の当日を含めて数えます。たとえば「6月1日より6月7日までの留学」の保険期間は「7日まで」、「6月1日より8月1日までの留学」及び「6月1日より8月31日までの留学」の保険期間は「3か月まで」となります。

(※1) 保険期間31日までは賠償責任、保険期間31日超は留学生賠償責任となります。

(※2) お支払いする保険金額は、P.16記載の「補償の概要等」をご確認ください。

治療・救援費用保険金額無制限とは、1回のケガ、病気、事故の支払限度額を無制限とするものであり、治療・救援費用を一生補償するものではありません。また、費用の種類によっては、上表の支払限度額(「無制限」を含みます。)とは別の限度額等が設けられているものもあります。P.16記載の「補償の概要等」もあわせてご確認ください。

5 補償の概要

学生本人のケガや病気に関する補償

保険期間31日まで

保険期間31日超

共通

治療・救援費用保険金

ケガ

留学先でのケガが原因で治療が必要になった場合



病気

留学先での病気が原因で治療が必要になった場合



救援費用

ケガや病気で継続して3日以上入院し、家族に駆けつけてもらうことになった場合



傷害死亡保険金・疾病死亡保険金

留学先でのケガや病気が原因で亡くなった場合



傷害後遺障害保険金

留学先でのケガが原因で後遺障害が生じてしまった場合



持ち物に関する補償

保険期間31日まで

保険期間31日超

共通

携行品損害保険金^{(※1)(※2)}

- 携行品が盗難にあい、盗まれたものが出てこなかった場合
- 留学先で持ち物が損害を受けた場合

(※1) 携行品(パスポートを含みます。)の置き忘れまたは紛失(置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。)による損害については保険金をお支払いできません。

(※2) 携行品1個、1組または1対あたり10万円(乗車券等は合計5万円)がお支払いの限度となります。



他人にケガ等を 負わせたときの補償

保険期間31日まで

賠償責任保険金

保険期間31日超

留学生賠償責任保険金

- 人にケガを負わせた場合
- 他人の物を壊した場合
- 宿泊先の部屋を水浸しにした場合



その他の費用に関する補償

保険期間31日まで

保険期間31日超

共通

航空機寄託手荷物保険金^(※3)

航空会社に預けた手荷物が到着しなかったため身の回り品を買った場合

(※3) 「寄託手荷物遅延等費用保険金」を指します。



航空機遅延保険金^(※4)

搭乗予定の航空機に大幅な遅延が発生しホテル代や食事代等を負担した場合

(※4) 「出発遅延・欠航・搭乗不能費用保険金」および「乗継遅延費用保険金」を指します。



旅行変更費用担保特約(中途帰国費用のみ)、歯科治療費用担保特約、一時帰国中担保特約、緊急一時帰国費用担保特約等追加できる特約もございますので、詳細については取扱代理店までご照会ください。

学研災付帯海外留学保険は、公益財団法人日本国際教育支援協会を保険契約者とし、学校が承認した派遣留学等に参加する学研災加入者全員を保険の対象となる方とする海外旅行保険包括契約です。契約内容変更を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として公益財団法人日本国際教育支援協会が有します。

重要事項説明書・補償の概要等（補償内容の詳細）

パンフレット・重要事項説明書・補償の概要等には、ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。特に、保険金をお支払いしない主な場合・解約される場合等、ご加入に際してお客様に不利益になる事項についてご確認いただくことが重要です。以下のURL・QRコードに記載の重要事項説明書・補償の概要等については、印刷またはダウンロードをお願いいたします。重要事項説明書等の書面をご希望の方は東京海上日動公務第二部文教公務にご連絡・お取り寄せいただき、内容をご確認いただいたうえでご加入のお手続きをお願いいたします。各保険種類において、以下お手続きを実施いただくことを以て、重要事項説明書・補償の概要等を電磁的方法で交付することに同意したこと、及び重要事項説明書・補償の概要等を印刷もしくはダウンロードしたこととさせていただきます。

- 学研災・付帯賠償：各大学で設定いただいているご加入お手続き
- 付帯学総・インバウンド付帯学総：払込取扱票、あるいはweb加入でのお手続き
- 付帯海学：払込取扱票、あるいはweb加入でのお手続き

保険種類	重要事項説明書	補償の概要等
学 研 災	URL: https://www.jees.or.jp/gakkensai/ 	—
付帯賠償	URL: https://www.jees.or.jp/gakkensai/opt-baisho/ 	—
付帯学総	URL: https://www.jees.or.jp/gakkensai/opt-gakuso/ 	
インバウンド付帯学総	URL: https://www.jees.or.jp/gakkensai/opt-inbound/ 	
付帯海学	URL: https://www.jees.or.jp/gakkensai/opt-kaigaku/ 	

このパンフレットは、大学等向けに「学生教育研究災害傷害保険」「学研災付帯賠償責任保険（施設賠償責任保険、生産物賠償責任保険、受託者賠償責任保険）」、「学研災付帯学生生活総合保険（総合生活保険（こども総合補償）」、「外国人留学生向け学研災付帯学生生活総合保険（総合生活保険（こども総合補償）」）および「学研災付帯海外留学保険（海外旅行保険）」の概要をご紹介します。ご加入に当たっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。詳しくは、各保険の約款等によりますが、その他詳細については、各学校にお配りしている「学生教育研究災害傷害保険・学研災付帯賠償責任保険の解説」等をご覧いただくか、本協会学生支援部 学生保険課にご照会ください。お申込みになる方と被保険者（保険の対象となる方）が異なる場合は、このパンフレットの内容を被保険者（保険の対象となる方）にご説明いただきますようお願い申し上げます。この保険は（公財）日本国際教育支援協会を契約者とし（公財）日本国際教育支援協会賛助会員学校に在籍する学生を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として（公財）日本国際教育支援協会が有します。

学生教育研究災害傷害保険および学研災付帯賠償責任保険は、（公財）日本国際教育支援協会と以下の保険会社との間で締結された共同保険契約であり、東京海上日動が他の引受保険会社の代理、代行を行います。各引受保険会社は、契約締結時に決定する引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

あいおいニッセイ同和損保 損保ジャパン
東京海上日動（幹事保険会社） 三井住友海上

※ 2026年7月現在

（注）なお、引受割合については同協会にご確認ください。

（注）学研災付帯賠償責任保険Lコース（法科大学院学生教育研究賠償責任保険）は、（公財）日本国際教育支援協会が保険契約者となり、東京海上日動との間で一括契約されたものです。

（注）学研災付帯学生生活総合保険、外国人留学生向け学研災付帯学生生活総合保険、学研災付帯海外留学保険は、ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また幹事保険会社が他の引受保険会社の代理、代行を行います。共同保険契約であるか否かおよび引受保険会社については、各学校にお配りしているパンフレット等を参照ください。

連絡先等一覧

学生教育研究災害傷害保険・学研災付帯賠償責任保険



<加入に関するお問い合わせ先>

◆公益財団法人日本国際教育支援協会

部 署 名	郵便番号	所 在 地	電 話	FAX
学生支援部 学生保険課	153-8503	東京都目黒区駒場4-5-29	03-5454-5275	03-5454-5232

◆東京海上日動火災保険株式会社

部 署 名	郵便番号	所 在 地	電 話
公務第二部 文教公務	102-8014	東京都千代田区三番町6番地4	0120-587-050

<事故の際のご連絡先>

◆事故報告・保険金請求書送付先

東 京 海 上 日 動 事 業 所	事 業 所 所 在 地
東京海上日動火災保険株式会社 ウェルネス保険金サポート部 傷害保険サポート室 傷害第3チーム（学校保険コーナー） フリーダイヤル 0120-868-066（学研災・付帯賠償共通） TEL 03-6632-0737（学研災） 03-6632-0739（付帯賠償） FAX 03-6402-3567	〒105-8551 東京都港区西新橋3-9-4 虎ノ門東京海上日動ビルディング

◆SkettBookについて

東京海上日動火災保険株式会社 公務第二部文教公務	TEL 0120-587-050
-----------------------------	------------------

学研災付帯学生生活総合保険



<加入に関するお問合せ先・事故の際のご連絡先>

各学校ごとの取扱代理店までお問合せください。

外国人留学生向け学研災付帯学生生活総合保険



<加入に関するお問合せ先>

各学校ごとの取扱代理店までお問合せください。

<事故の際のご連絡先>

（公財）日本国際教育支援協会HP（<https://www.jees.or.jp/gakkensai/jiko/>）より「事故報告書」をダウンロードし、事故の状況を入力してください。

入力をした「事故報告書」ファイルを添付し、以下のアドレスまでメール送信をお願いいたします。

事故受付し、担当者が決まりましたら、担当者より必要書類のご連絡や送付をいたします。

●事故報告専用アドレス insclaim.futaigakuso@tmnf.jp

（注）メールの件名は「Insurance Claim」としてください。（加入者番号が不明の場合は、記入不要です）

（注）入力は「英語」または「日本語」をお願いいたします。

学研災付帯海外留学保険



<加入に関するお問合せ先>

各学校の取扱代理店までお問合せください。

<事故の際のご連絡先>

日本国内保険金ご請求・受付専用フリーダイヤル（0120-789-133）までお問合せください。

MEMO

お問い合わせ先（本パンフレット発行者）

公益財団法人 日本国際教育支援協会
学生支援部 学生保険課

〒153-8503 東京都目黒区駒場4-5-29

☎ 03-5454-5275
<https://www.jees.or.jp/>

引受保険会社

幹事会社 **東京海上日動火災保険株式会社**
担当課：公務第二部 文教公務

〒102-8014 東京都千代田区三番町6番地4

【学研災・付帯賠償 専用】0120-587-050
【上記以外】03-3515-4133
<https://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>